

憲法 31 条違反の特別抗告はするな

特別抗告は特別公務員暴行陵虐罪である

2023年3月20日

東京高等検察庁検事長検察官 様
最高裁判所裁判官 様
東京高等裁判所第2民事部裁判官 様
報道機関の皆様

袴田弁護団弁護人 村崎 修

第1 はじめに

1 報道によれば、検察官は特別抗告をする方向である、との報道がされています。本日がその特別抗告期間の満了日になります。これまで、連日連夜検察庁前で声を上げての特別抗告するな、国会議員の方々に対して、そして、全国の検察庁に対して、そして世界に発信し、またボクシング協会、キリスト教の信者の方々、全国の労働者・市民、団体署名はこれまでにない数の反対署名を得ている、そして、マスコミ、そして検察官、警察官の人、法律家の人、数限りのない人が特別抗告をするな、と訴えています。それは、袴田事件は、最早刑事えん罪の一事件ではなく日本の司法全体が健全な司法を取り戻せるかどうかを問う事態になっているからです、如何に今の司法が国民の人権を救済しない司法に墮落してしまったのか、という状況になっています。それは、刑事事件だけではなく、民事事件、そして行政事件全ての事件において、今の司法は、憲法で保障される人権を護っていないからである。だから、こんなにも多くの市民・国民が特別抗告するな、という極々当たり前の要請をしているのです。そして、そこには、袴田事件が最早無実であることが科学的に裏付けされて、無罪になることが明らかになったからです。即ち、司法が認めるとおり袴田さんが無実である証拠は、まず静岡地裁で再審決定をし、最高裁で5人の裁判官全員が赤みが残ることは常識としてありえないと判断したこと、そして今回の高裁決定はその常識を科学的に裏付けて赤みは残らないということ

判断したからです。その結果、5点の衣類の犯行着衣性は完全に否定されたからです。この常識及び科学的な裏付けがあって袴田さんが無実であることが明白になったから、これ以上の無駄な特別抗告を検察官はするな、という日本中の国民が心の底から訴えている声なのです。

だから、再審公判が開かれれば、当然に明白な無罪判決（無実を立証してしまった）が出るのは確実なところまで到達したのである。検察官は、この東京高裁において赤みは残るのだという非科学的な大がかりの実験をした。しかし、科学は嘘をつけない。赤みは消えた結果になった。だから、高裁決定は、確信をもって、①弁護人の学者さんらの赤みは消えることの化学的機序の証明、②それを裏付ける弁護人の実験結果、③検査官の実験結果、④赤みは残らないということの化学的機序に対しての化学的機序に対する反論が検察官から出せなかった。⑤この新証拠と旧証拠とを総合しての判断でより一層、本件での袴田さんが無実であることの判断ができたこと（最高裁判例がいうところの総合評価）。⑥その事実を前提にすれば、5点の衣類の犯行着衣性は完全に否定された、そして、何故、そのようなものが一審公判で無罪判決が出そうという段階で、犯行から1年2ヶ月以上の時点で出てきたのか。従業員と警察官によって発見されている。この事実を科学的にみれば、5点の衣類が捏造されたものであるということは、科学的に否定できないことになる、その捏造をした者は誰なのかといえ、捜査機関の関与は否定できないという判断は科学的であって否定できないところである。だから、高裁決定は、捏造した者は、特に捜査官の可能性を否定できない、と言い切ったのである。これは、歴史的及び科学的思考に従えば、当然の結論になるのである。

一部の検察幹部は、捜査官の捏造した可能性の判断に対して異議を言っているようだが、発見の時期、経緯から判断すれば、捜査官がした可能性が大になるのが科学的事実なのである。

2 こういう確実な無実の事実に対して、検察官が特別抗告にしがみつくなのは異常事態である、言わなければならない。

最後の日になっても、検察官はなりを潜めている。本来のまともな検察であれば、高裁決定が出た時点で、特別抗告をしません、と宣告するべきであった。未だに、それができていないところに検察内部の非民主化がある、と指摘しなければならぬ。遅きに失するが、今から潔く健全な検察の姿勢を示して特別

抗告をしないことを宣言すべきである。それは検察のせめてもの良心である。

検察が特別抗告に拘る理由は、ただ一つである。捜査官の捏造の否定である。しかし、これは、ねつ造があったことは否定できないところまできている。

捜査官以外の第三者がした者である、という主張であり、袴田さんの無実・無罪判決は変わらないのである。だから、最高裁は職権で事実関係を調査しても、結論が変わらないから、そもそも調査事項ではないのである。そうすると、検察官が求める最高裁の職権の事実調べも行われず、ことになる。だから、この点（最後の特別抗告の理由）においても理由がないことになる。だから、全く、特別抗告に理由がないことになる。

- 3 それでも、検察官が特別抗告をした場合どうするか。そもそも、検察官の特別抗告は、上記に述べた通り、理由がないことが明白になっているにも拘わらず、特別抗告をする、という異常な事実が現に起っている。それは、完全に検察官の刑事訴訟法、憲法に違反する違法行為である。そしてそれは、刑法195条1項に規定する特別公務員の暴行陵虐罪に該当する。即ち、「検察官は、被疑者その他の者（袴田さん）に対して暴行又は陵辱若しくは加虐の行為をしたときは、7年以下の懲役又は禁固に処する。」理由がない、見つからない特別抗告は、袴田さんに対する虐めである（誤解がないように、指摘しておくが、50年以上の袴田さんの死刑判決をうけていて拘束されていることの大損害は、ここでは含めてない。）。本来は、検察官の特別抗告は、殺人未遂罪にも街頭する、最低でも特別公務員の暴行・陵虐罪には優に該当する。そして犯罪者は東京高等検察庁の長である検事長である。

そして司法が健全性を取り戻すために、刑事告訴をします。

- 4 そして、検察官が本日、違法で犯罪である特別抗告をした場合、最後の司法救済をするところである東京高等裁判所及び最高裁判所の裁判官に対して訴える。即ち、明らかに理由がなく違法な特別抗告がされた場合には、裁判所として、直ちに却下決定を出して下さい。

憲法違反はない、最高裁判例違反はない、事実関係の重大の誤認はない、ということは、国民が衆知する事実であり、科学的にも明らかになったのであるから、特別抗告の理由がないことは明白である。よって、憲法上、刑事訴訟法で認める袴田氏の人権保障の観点から、直ちに脚下決定を出して下さい。こ

れが、検察の犯罪である特別抗告を断罪する刑法及び憲法上の法である。憲法
31条に基づく法である。